

## 資料4

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会  
特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会  
(第8期-第1回) H27.10.27

# 特色ある共同利用・共同研究拠点に 関する今後の審議の進め方について(案)

# 平成28年度からの「特色ある共同利用・共同研究拠点」の認定等の今後の進め方

## 【これまでの経緯(第7期)】

- 公私立大学における「特色ある共同利用・共同研究拠点」の文部科学大臣認定については、平成25年度10拠点(新規6拠点、再認定4拠点)、平成26年度8拠点(新規5拠点、再認定3拠点)、平成27年度4拠点(新規3件点、再認定1拠点)の合計22拠点(うち8拠点が再認定)を認定している。
- 認定拠点に対しては、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」において、補助金による「スタートアップ支援」がなされている。  
(H26年度の昭和大学、中部大学拠点は除く)
- 認定・支援状況については、参考資料「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 平成27年度 認定拠点一覧」を参照。

## 【平成28年度からの共同利用・共同拠点の認定に係る審議について】

- 平成28年度の「公募」は、公私立大学が設置しようとする「特色ある共同利用・共同研究拠点」が対象。  
(本専門委員会では、国立大学の拠点は対象外。)  
なお、国立大学等も含めた今後の共同利用・共同研究の在り方については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会等において審議がなされ、平成27年1月28日に「共同利用・共同研究体制の強化に向けて(審議のまとめ)」としてまとめられている。
- 平成28年度公募に係る審議に当たっては、昨年度に引き続き、専門委員会が定める審議基準等(本日の専門委員会において審議)に基づく書面審議、ヒアリング審議、合議審議を実施する。

## 【「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会における審議について】

- 補助金による「スタートアップ支援」に係る審議については、本専門委員会における拠点認定に係る審議と並行して、推進委員会において実施する。
- 平成28年度概算要求状況については、別紙「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(28年度概算要求)」を参照。平成28年度新規採択予定件数は4件程度、支援期間は3年間、支援規模は1拠点当たり4,000万円程度を予定(予算の状況によっては、事業内容に変更の可能性がある)。
- 平成28年度公募に係る審議に当たっては、昨年度に引き続き、推進委員会が定める審議基準等(本日の推進委員会において審議)に基づく書面審議、合議審議を実施する。
- 共同利用・共同研究体制の強化・充実による、我が国の強み・特色を活かした研究水準の向上を図る観点から、拠点の機能強化の取組に対して、新たに支援を行う枠組みについて、平成28年度概算要求を行っている。  
機能強化の取組に係る審議についても、推進委員会において実施予定。(公募は予算案確定後の年明けを予定。)

# 特色ある共同利用・共同研究拠点に関する審査等スケジュール

	専門委員会		推進委員会	
	平成28年度 新規拠点の認定に係る審議	【参考】 審査意見書	平成28年度 スタートアップ支援(補助金)の採択に係る審議	平成28年度機能強化プロジェクト(補助金)の採択に係る審議
平成27年10月	27日(火)【本日】第8期第1回専門委員会 ○審議の方向性について決定 28日(水)【明日】 公募開始、事前相談受付開始予定		27日(火)【本日】推進委員会(第8回) ○公募、審議の方向性について決定 28日(水)【明日】公募開始予定	
11月	20日(金) 事前相談受付終了 24日(火)～30日(金) 申請書受付期間		24日(火)～30日(金) 申請書受付期間	
12月	【書面審査】 12月4日(金)～1月12日(火)【予定】	審査意見書の作成	【書面審査】 12月4日(金)～1月12日(火)【予定】	
平成28年1月	18日(月)【予定】第8期第2回専門委員会 ○書面による審議 ○ヒアリング審議候補決定	審査意見書の作成 → 審議への活用		18日(月)【予定】推進委員会(第9回) ○機能強化公募 ○審議の方向性について決定 公募開始予定
2月	19日(金)【予定】第8期第3回専門委員会 ○ヒアリング実施 ○認定拠点決定 ※認定通知書の発出は、4月を予定			10日(水)～17日(水) 申請書受付期間 【書面審査】 2月19日(金)～3月10日(木)【予定】
3月			24日(木)【予定】推進委員会(第10回) ○スタートアップ事業拠点、金額決定	○機能強化拠点、金額決定
			採択候補決定	採択候補決定

# 共同利用・共同研究拠点制度の概要

# 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 平成27年度 認定拠点一覧

## ■平成25年度認定拠点

大学種別	大学、研究所名	研究所名	拠点名	分野	27年度 支援額(千円)	補助金による 支援期間(予定)	文部科学大臣認定期間
公立	和歌山県立医科大学	みらい医療推進センター	障害者スポーツ医科学研究拠点	疫学・予防医学	25,600	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	東京農業大学	生物資源ゲノム解析センター	生物資源ゲノム解析拠点	生物資源ゲノム解析	25,600	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	法政大学	野上記念法政大学能楽研究所	能楽の国際・学際的研究拠点	芸術一般	19,155	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	東京工芸大学	風工学研究センター	風工学研究拠点	風工学、建築環境・設備、建築構造、都市計画	25,520	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	愛知大学	三遠南信地域連携研究センター	越境地域政策研究拠点	社会システム工学・安全システム	25,600	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	京都造形芸術大学	舞台芸術研究センター	舞台芸術作品の創造・受容のための領域横断的・実践的研究拠点	芸術一般	25,600	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	早稲田大学	イスラーム地域研究機構	イスラーム地域研究拠点	イスラーム地域研究	0	—	平成25～30年度 (平成20～24年度)
私立	文化学園大学	文化ファッション研究機構	服飾文化共同研究拠点	生活科学、服飾文化	0	—	平成25～30年度 (平成20～24年度)
私立	大阪商業大学	JGSS研究センター	日本版総合的社会調査共同研究拠点	社会学	0	—	平成25～30年度 (平成20～24年度)
私立	関西大学	ソシオネットワーク戦略研究機構	ソシオネットワーク戦略研究拠点	経済政策	0	—	平成25～30年度 (平成20～24年度)

## ■平成26年度認定拠点

大学種別	大学、研究所名	研究所名	拠点名	分野	27年度 支援額(千円)	補助金による 支援期間(予定)	文部科学大臣認定期間
公立	大阪市立大学	都市研究プラザ	先端的都市研究拠点	複合領域、人文学、社会科学	21,680	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	明治大学	先端数理科学インスティテュート	現象数理学研究拠点	数物系科学、数学、数学基礎・応用数学	21,676	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	立命館大学	アート・リサーチセンター	日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点	文化情報学	32,000	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	昭和大学	発達障害医療研究センター	発達障害研究拠点	複合領域、脳科学、基盤・社会脳科学	0	—	平成26～31年度
私立	中部大学	中部高等学術研究所国際GISセンター	問題複合体を対象とするデジタルアース共同利用・共同研究拠点	地球情報科学、地球人間圏科学、継続可能システム	0	—	平成26～31年度
私立	早稲田大学	坪内博士記念演劇博物館	演劇映像学連携研究拠点	人文学、芸術学、芸術学・芸術史・芸術一般	0	—	平成26～31年度 (平成21～25年度)
私立	神奈川大学	日本常民文化研究所	国際常民文化研究拠点	文化人類学・民俗学	0	—	平成26～31年度 (平成21～25年度)
私立	東京理科大学	総合研究機構 火災科学研究センター	火災安全科学研究拠点	建築学・建築防火	0	—	平成26～31年度 (平成21～25年度)

## ■平成27年度認定拠点

大学種別	大学、研究所名	研究所名	拠点名	分野	27年度 支援額(千円)	補助金による 支援期間(予定)	文部科学大臣認定期間
公立	名古屋市立大学	不育症研究センター	不育症・ヒト生殖メカニズム解明のための共同研究拠点	不育症、先天異常、不妊症、出生前診断、生殖遺伝学、生殖精神医学、少子化、卵子老化	20,049	平成27～29年度	平成27～32年度
私立	東京理科大学	総合研究機構 光触媒国際研究センター	光触媒研究推進拠点	光触媒科学、光化学、電気化学	40,000	平成27～29年度	平成27～32年度
私立	藤田保健衛生大学	総合医科学研空所	脳関連遺伝子機能の網羅的解析拠点	総合生物	20,049	平成27～29年度	平成27～32年度
私立	慶應義塾大学	パネルデータ設計・解析センター	パネル調査共同研究拠点	経済統計学、応用経済学	—	—	平成27～32年度 (平成20～24年度)

# 国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について

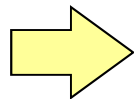
## 創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。
- このため、平成20年7月に国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。

※学校教育法施行規則第143条の3

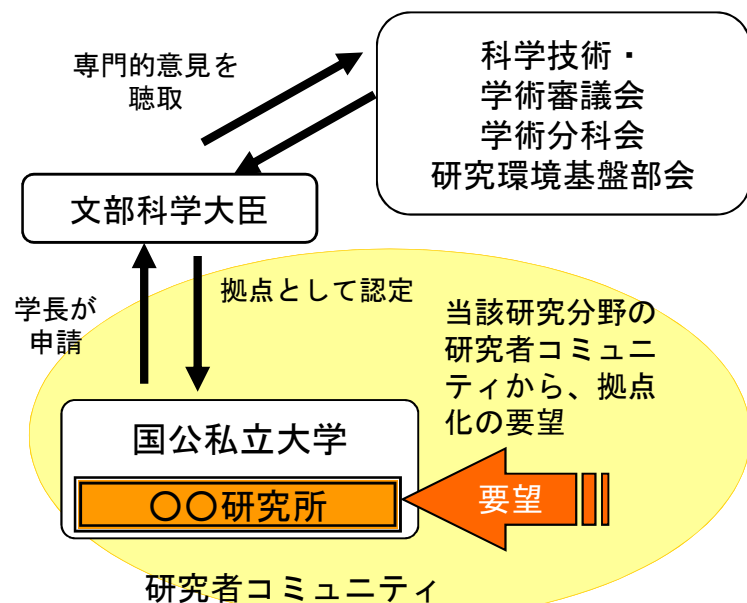
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

## 制度の概念

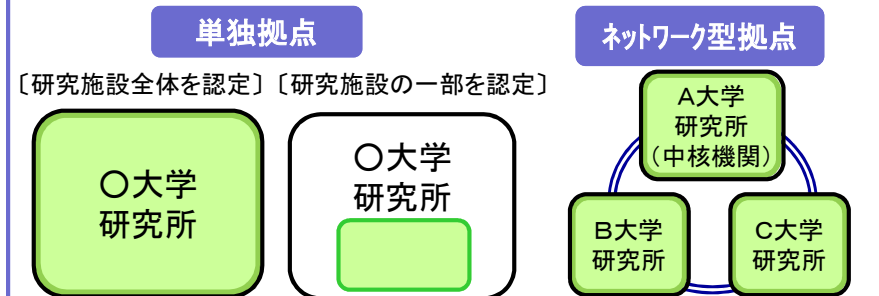


## 制度の特徴

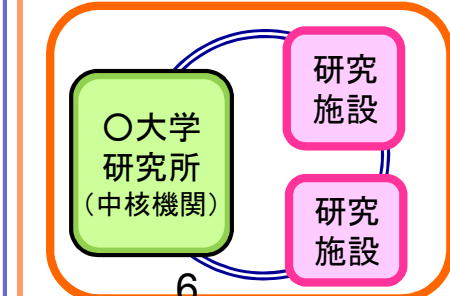
- ・全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、平成20年度からは、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能とした。
- ・平成28年度からは、ネットワーク化促進のため拠点認定制度の対象となっていない機関（大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関）の研究施設とネットワークを形成する場合に、ネットワーク全体を「連携 ネットワーク型拠点」として位置付ける。
- ・国立大学の拠点の認定期間は中期目標期間。
- ・公立大学の拠点の認定期間は6年間。



### 基本的な類型



### 連携ネットワーク型拠点



# 学校教育法施行規則における位置付け

学校教育法施行規則(平成20年7月31日 文部科学省令第22号) (抄)

第四百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(参考)学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(文部科学省告示第133号)を、学校教育法施行規則と同日付で公布・施行。

※第四百四十三条の二には、教育関係共同利用拠点に関する規程が設けられている。

# 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(1/2)

## 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点(以下「拠点」という。)の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
  - イ 当該申請施設の職員
  - ロ 関連研究者
  - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。



# 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(2/2)

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。